

新 旧 対 照 表

新	旧
<p>貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）手続細則</p> <p>平成13年4月1日 01-制度-00028</p> <p>沿革 平成13年7月12日 一部改正</p> <p>平成13年9月21日 一部改正</p> <p>平成14年2月20日 一部改正</p> <p>平成14年4月17日 一部改正</p> <p>平成14年9月17日 一部改正</p> <p>平成15年3月12日 一部改正</p> <p>平成15年9月12日 一部改正</p> <p>平成16年4月1日 一部改正</p> <p>平成16年9月28日 一部改正</p> <p>平成16年10月18日 一部改正</p> <p>平成17年3月29日 一部改正</p> <p><u>平成17年9月 日 一部改正</u></p> <p>第1～16条（略）</p> <p>（保険金の支払の請求）</p> <p>第17条 被保険者その他の保険金の支払を請求しようとする者は、約款第26条の規定に基づき別紙様式第13-1による貿易一般保険（船積前）保険金請求書又は別紙様式第13-2による貿易一般保険（船積後）保険金請求書に次の各号に定める書類を添付し、本店に提出するものとする。<u>ただし、請求する保険金の額が300万円以下の場合にあっては、第一号（ハ）及び、第二号、 、 、（四）、 、 、 及び の書類の提出を要しない。</u></p> <p>一 約款第3条第1号のてん補危険（以下「輸出等不能事故」という。）の場合</p>	<p>貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）手続細則</p> <p>平成13年4月1日 01-制度-00028</p> <p>沿革 平成13年7月12日 一部改正</p> <p>平成13年9月21日 一部改正</p> <p>平成14年2月20日 一部改正</p> <p>平成14年4月17日 一部改正</p> <p>平成14年9月17日 一部改正</p> <p>平成15年3月12日 一部改正</p> <p>平成15年9月12日 一部改正</p> <p>平成16年4月1日 一部改正</p> <p>平成16年9月28日 一部改正</p> <p>平成16年10月18日 一部改正</p> <p>平成17年3月29日 一部改正</p> <p>第1～16条（略）</p> <p>（保険金の支払の請求）</p> <p>第17条 被保険者その他の保険金の支払を請求しようとする者は、約款第26条の規定に基づき別紙様式第13-1による貿易一般保険（船積前）保険金請求書又は別紙様式第13-2による貿易一般保険（船積後）保険金請求書に次の各号に定める書類を添付し、本店に提出するものとする。</p> <p>一 約款第3条第1号のてん補危険（以下「輸出等不能事故」という。）の場合</p>

保険金を請求するに至るまでの経緯を記載した書類

(イ) 請求する保険金の額が300万円以下の場合にあっては、別紙様式第14による保険金請求経緯書

(ロ) 請求する保険金の額が300万円超の場合にあっては、様式任意

質権又は譲渡担保が設定されていて、当該質権者又は譲渡担保権者以外の者が請求者である場合には、当該質権者又は譲渡担保権者からの委任状又は同意書

損失計算書

損失計算の基礎となる証拠書類の写し

- (イ) 供給契約を証する書類
- (ロ) 既支出費用を証する書類
- (ハ) 貨物の処分を証する書類
- (ニ) 貨物の処分のために要した費用を証する書類
- (ホ) 貨物を船積国以外の国に転売した場合、当該貨物の船積を証する書類
(船荷証券、インボイス等)
- (ヘ) 在庫証明書、入出庫証明書
- (ト) 保険事故の内容を証する書類

技術提供契約書又は仲介貿易契約書の写し

保険証券の写し(質権者又は譲渡担保権者が請求する場合にあっては、保険証券)

保険金受取人として指定されていない質権者又は譲渡担保権者が請求する場合には、被担保債権の内容を証する書類

その他参考となる書類

二 約款第3条第2号又は第4号のてん補危険(以下「対価等回収不能事故」という。)の場合

保険金請求経緯書

(イ) 請求する保険金の額が300万円以下の場合にあっては、別紙様式第

保険金を請求するに至るまでの経緯を記載した書類

質権又は譲渡担保が設定されていて、当該質権者又は譲渡担保権者以外の者が請求者である場合には、当該質権者又は譲渡担保権者からの委任状又は同意書

損失計算書

損失計算の基礎となる証拠書類の写し

- (イ) 供給契約を証する書類
- (ロ) 既支出費用を証する書類
- (ハ) 貨物の処分を証する書類
- (ニ) 貨物の処分のために要した費用を証する書類
- (ホ) 貨物を船積国以外の国に転売した場合、当該貨物の船積を証する書類
(船荷証券、インボイス等)
- (ヘ) 在庫証明書、入出庫証明書
- (ト) 保険事故の内容を証する書類

技術提供契約書又は仲介貿易契約書の写し

保険証券の写し(質権者又は譲渡担保権者が請求する場合にあっては、保険証券)

保険金受取人として指定されていない質権者又は譲渡担保権者が請求する場合には、被担保債権の内容を証する書類

その他参考となる書類

二 約款第3条第2号又は第4号のてん補危険(以下「対価等回収不能事故」という。)の場合

保険金請求経緯書

14による保険金請求経緯書

(D) 請求する保険金の額が300万円超の場合にあっては、次の事項の内容を記載した書類であって様式任意

(i) 保険金請求に至る経緯

(ii) 支払人との取引の状況（保険金請求を行った保険契約に係る技術提供契約等以外の取引の状況及び今後の取引の見込み）

なお、取引の状況については、本保険金請求にかかる技術等の提供日前6月間の決済日、決済金額、支払日、支払金額、技術等の提供日を含む一覧表（様式任意）を添付のこと。

(iii) 支払人、保証人等から被保険者、質権者等が既に受領している現金、保証、その他の担保の有無及び履行状況

(iv) 技術提供契約等の履行に関し、支払人等が行っているクレーム（貨物の瑕疵、契約義務不履行等）の有無及び被保険者の対応状況

(v) 今後の回収見通し

(vi) 延滞利息の請求の有無（請求していない場合はその理由を記載）
質権又は譲渡担保が設定されていて、当該質権者又は譲渡担保権者以外の者が請求者である場合には、当該質権者又は譲渡担保権者からの委任状又は同意書

未決済額が確認できる書類

一部入金がある場合は、入金を確認できる書類

外貨建ての場合は、為替換算率証明書

手形が発行されている場合は、その写し

保険事故を証する書類

(イ) 非常危険の場合には、ローカル・デポジットの証明、その他外貨割当申請書等日本貿易保険が特に認める書類

(ロ) 信用危険の場合には、相手方の現状を示す書類（破産手続開始の決定の証明、財務諸表、調査機関の報告書等）、相手方への督促状並びに今

(イ) 保険金請求に至る経緯

(ロ) 支払人との取引の状況（保険金請求を行った保険契約に係る技術提供契約等以外の取引の状況及び今後の取引の見込み）

(ハ) 支払人、保証人等から被保険者、質権者等が既に受領している現金、保証、その他の担保の有無及び履行状況

(ニ) 技術提供契約等の履行に関し、支払人等が行っているクレーム（貨物の瑕疵、契約義務不履行等）の有無及び被保険者の対応状況

(ホ) 今後の回収見通し

(ハ) 延滞利息の請求の有無（請求していない場合はその理由を記載）
質権又は譲渡担保が設定されていて、当該質権者又は譲渡担保権者以外の者が請求者である場合には、当該質権者又は譲渡担保権者からの委任状又は同意書

未決済額が確認できる書類

一部入金がある場合は、入金を確認できる書類

外貨建ての場合は、為替換算率証明書

手形が発行されている場合は、その写し

保険事故を証する書類

(イ) 非常危険の場合には、ローカル・デポジットの証明、その他外貨割当申請書等日本貿易保険が特に認める書類

(ロ) 信用危険の場合には、相手方の現状を示す書類（破産手続開始の決定の証明、財務諸表、調査機関の報告書等）、相手方への督促状並びに今

<p>後の回収見込みを記載した書面及びそれを裏付ける書類 支払保証付案件については、その保証状の写し （ L / G の場合には、その履行請求を行ったことを証する書類） 他に同種の危険をてん補する保険契約がある場合は、当該保険の請求状況等を証する書類 船積みを証する書類の写し 保険証券の写し（質権者又は譲渡担保権者が請求する場合にあっては、保険証券） 技術提供契約等を証する書類の写し 輸出承認・許可又は支払等許可を要する場合は、輸出承認・許可書又は支払等許可書の写し 決済金額及び決済期限が確定していることを証する書類の写し 保険金受取人として指定されていない質権者又は譲渡担保権者が請求する場合には、被担保債権の内容を証する書類 その他参考となる書類</p> <p>三 フルターンキー特約を付している場合にあっては、前 2 号の規定を準用する。</p> <p>2 一の技術提供契約等について、複数の貿易保険に係る保険契約を締結している場合にあっては、同時に請求するものとする。</p> <p>3 前項の請求ができない場合には、その理由を説明する書類を付して、保険金の請求を行うものとする。</p> <p>（保険金請求権の消滅時効の中断申請）</p> <p>第 1 8 条 保険金の請求者は、保険金請求権の消滅時効を中断しようとする場合には、<u>別紙様式第 1 5</u> による貿易一般保険時効中断承認申請書を本店に提出するものとする。</p> <p>（決済期限前の請求）</p> <p>第 1 9 条 被保険者は、約款第 2 8 条の規定に基づき日本貿易保険の確認を求める</p>	<p>後の回収見込みを記載した書面及びそれを裏付ける書類 支払保証付案件については、その保証状の写し （ L / G の場合には、その履行請求を行ったことを証する書類） 他に同種の危険をてん補する保険契約がある場合は、当該保険の請求状況等を証する書類 船積みを証する書類の写し 保険証券の写し（質権者又は譲渡担保権者が請求する場合にあっては、保険証券） 技術提供契約等を証する書類の写し 輸出承認・許可又は支払等許可を要する場合は、輸出承認・許可書又は支払等許可書の写し 決済金額及び決済期限が確定していることを証する書類の写し 保険金受取人として指定されていない質権者又は譲渡担保権者が請求する場合には、被担保債権の内容を証する書類 その他参考となる書類</p> <p>三 フルターンキー特約を付している場合にあっては、前 2 号の規定を準用する。</p> <p>2 一の技術提供契約等について、複数の貿易保険に係る保険契約を締結している場合にあっては、同時に請求するものとする。</p> <p>3 前項の請求ができない場合には、その理由を説明する書類を付して、保険金の請求を行うものとする。</p> <p>（保険金請求権の消滅時効の中断申請）</p> <p>第 1 8 条 保険金の請求者は、保険金請求権の消滅時効を中断しようとする場合には、<u>別紙様式第 1 4</u> による貿易一般保険時効中断承認申請書を本店に提出するものとする。</p> <p>（決済期限前の請求）</p> <p>第 1 9 条 被保険者は、約款第 2 8 条の規定に基づき日本貿易保険の確認を求める</p>
---	---

ときは、別紙様式第16による貿易一般保険損失発生確認申請書に約款第4条に規定する事由の発生により決済期限までに対価等を回収することができないことが確実であることを証する書類又は説明する書類を添付し、本店に提出するものとする。

(保険金の概算払の請求)

第20条 約款第32条の規定に基づき貿易一般保険の保険金の概算払を請求する者は、別紙様式第17による貿易一般保険保険金概算払請求書に次の各号に定める書類を添付し、本店に提出するものとする。

- 一 概算で保険金の支払を請求するに至るまでの経緯を記載した書面
- 二 質権又は譲渡担保が設定されていて、当該質権者又は譲渡担保権者以外の者が請求者である場合には、当該質権者又は譲渡担保権者からの委任状又は同意書
- 三 仲介貿易貨物又は輸出貨物の生産状況を証する書類
- 四 仲介貿易貨物又は輸出貨物の早期処分が困難な理由及び処分の見通しを記載した書面
- 五 保険証券の写し(質権者又は譲渡担保権者が請求する場合にあっては、保険証券)
- 六 技術提供契約等の内容を証するに足る書類の写し
- 七 保険事故の内容を立証する書類の写し
- 八 その他参考となるべき書類の写し

(保険金の精算)

第21条 約款第32条の規定に基づき保険金の概算払を受けた者は、当該支払を受けた際に日本貿易保険が付した条件に基づき、別紙様式第18による貿易一般保険保険金精算書(以下「精算書」という。)に次の各号に定める書類を添付し、本店に提出するものとする。

- 一 仲介貿易貨物若しくは輸出貨物の処分若しくは滅失き損に至るまでの経緯又は仲介貿易貨物若しくは輸出貨物を処分できなかった理由を記載した書面

ときは、別紙様式第15による貿易一般保険損失発生確認申請書に約款第4条に規定する事由の発生により決済期限までに対価等を回収することができないことが確実であることを証する書類又は説明する書類を添付し、本店に提出するものとする。

(保険金の概算払の請求)

第20条 約款第32条の規定に基づき貿易一般保険の保険金の概算払を請求する者は、別紙様式第16による貿易一般保険保険金概算払請求書に次の各号に定める書類を添付し、本店に提出するものとする。

- 一 概算で保険金の支払を請求するに至るまでの経緯を記載した書面
- 二 質権又は譲渡担保が設定されていて、当該質権者又は譲渡担保権者以外の者が請求者である場合には、当該質権者又は譲渡担保権者からの委任状又は同意書
- 三 仲介貿易貨物又は輸出貨物の生産状況を証する書類
- 四 仲介貿易貨物又は輸出貨物の早期処分が困難な理由及び処分の見通しを記載した書面
- 五 保険証券の写し(質権者又は譲渡担保権者が請求する場合にあっては、保険証券)
- 六 技術提供契約等の内容を証するに足る書類の写し
- 七 保険事故の内容を立証する書類の写し
- 八 その他参考となるべき書類の写し

(保険金の精算)

第21条 約款第32条の規定に基づき保険金の概算払を受けた者は、当該支払を受けた際に日本貿易保険が付した条件に基づき、別紙様式第17による貿易一般保険保険金精算書(以下「精算書」という。)に次の各号に定める書類を添付し、本店に提出するものとする。

- 一 仲介貿易貨物若しくは輸出貨物の処分若しくは滅失き損に至るまでの経緯又は仲介貿易貨物若しくは輸出貨物を処分できなかった理由を記載した書面

- 二 仲介貿易貨物又は輸出貨物を処分したときは、当該処分に係る契約書の写し
- 三 仲介貿易貨物又は輸出貨物が滅失し損したときは、当該事実を証する書類の写し
- 四 保険証券の写し
- 五 技術提供契約等の内容を証するに足る書類の写し
- 六 その他参考となるべき書類の写し

2 前項に定める精算書等の提出は、次の各号に定める日から1月以内に行うものとする。

- 一 仲介貿易貨物又は輸出貨物を処分したときは、当該処分契約の日
- 二 仲介貿易貨物又は輸出貨物が滅失し損したときは、当該滅失し損した日
- 三 概算で保険金の支払があった後1年6月を経過した後においても処分しなかった仲介貿易貨物又は輸出貨物があるときは、当該保険金支払があった日から1年6月を経過した日

(回収義務の終了認定)

第22条 被保険者は、約款第34条第1項に規定する認定を受けようとするときは、別紙様式第19による貿易一般保険回収義務終了認定申請書に、貿易保険共通運用規程(平成13年4月1日 01 制度 00058。以下「共通運用規程」という。)に定める終了認定事由により債権を回収することができないことを証する書類(原則として、政府、地方公共団体又はこれらに準ずる者、司法機関、一流信用調査機関その他日本貿易保険が特に認めた機関の証明書等)を添付し、本店に提出するものとする。この場合において、技術提供契約等の相手方及び支払人が共に同一である複数の債権について、同時に認定を受けようとするときは、一の申請書に詳細を記載した別紙を添付の上、提出することができる。

2 日本貿易保険は、保険金支払の時に、約款第3条第1号のてん補危険(約款第4条第1号から第10号までの事由によるものに限る。)に係る損失について、被保険者が技術提供契約等の相手方等に対し損害賠償請求等の権利行使を行うことができない旨

- 二 仲介貿易貨物又は輸出貨物を処分したときは、当該処分に係る契約書の写し
- 三 仲介貿易貨物又は輸出貨物が滅失し損したときは、当該事実を証する書類の写し
- 四 保険証券の写し
- 五 技術提供契約等の内容を証するに足る書類の写し
- 六 その他参考となるべき書類の写し

2 前項に定める精算書等の提出は、次の各号に定める日から1月以内に行うものとする。

- 一 仲介貿易貨物又は輸出貨物を処分したときは、当該処分契約の日
- 二 仲介貿易貨物又は輸出貨物が滅失し損したときは、当該滅失し損した日
- 三 概算で保険金の支払があった後1年6月を経過した後においても処分しなかった仲介貿易貨物又は輸出貨物があるときは、当該保険金支払があった日から1年6月を経過した日

(回収義務の終了認定)

第22条 被保険者は、約款第34条第1項に規定する認定を受けようとするときは、別紙様式第18による貿易一般保険回収義務終了認定申請書に、貿易保険共通運用規程(平成13年4月1日 01 制度 00058。以下「共通運用規程」という。)に定める終了認定事由により債権を回収することができないことを証する書類(原則として、政府、地方公共団体又はこれらに準ずる者、司法機関、一流信用調査機関その他日本貿易保険が特に認めた機関の証明書等)を添付し、本店に提出するものとする。この場合において、技術提供契約等の相手方及び支払人が共に同一である複数の債権について、同時に認定を受けようとするときは、一の申請書に詳細を記載した別紙を添付の上、提出することができる。

2 日本貿易保険は、保険金支払の時に、約款第3条第1号のてん補危険(約款第4条第1号から第10号までの事由によるものに限る。)に係る損失について、被保険者が技術提供契約等の相手方等に対し損害賠償請求等の権利行使を行うことができない旨

認められた場合には、約款第34条第1項に規定する認定を行うものとする。この場合において、被保険者は、前項の規定にかかわらず別紙様式第19による貿易一般保険回収義務終了認定申請書の提出を要しない。

(回収義務の履行状況の報告)

第23条 被保険者は、約款第34条第2項の規定に基づき回収義務の履行状況について報告するときは、保険証券ごとに別紙様式第20による貿易一般保険回収義務履行状況報告書に履行の状況を証する書類を添付し、保険金の支払の請求がなされた日(第3項に規定する回収義務の履行状況報告を行った場合には、当該報告の日、回収納付通知を行った場合には、当該通知の日、回収義務の終了認定申請を行い日本貿易保険の認定を得られなかった場合には、当該不認定の通知の日)から3月ごとに本店に提出するものとする。

2 決済期限(約款第3条第1号のてん補危険の場合にあつては、事故発生日)から2年を経過した場合には、当該経過した日以後で最初に回収義務の履行状況報告書を提出すべき日(次項に規定する回収義務の履行状況報告を行った場合には、当該報告の日、回収納付通知を行った場合には、当該通知の日、回収義務の終了認定申請を行い日本貿易保険の認定を得られなかった場合には、当該不認定の通知の日)から1年ごとに提出するものとする。

3 前2項にかかわらず、被保険者が保険事故に係る債権の回収に関して共通運用規程に規定する履行状況報告を要する事由の発生を知ったときは、別紙様式第20による貿易一般保険回収義務履行状況報告書を遅滞なく本店に提出するものとする。

4 前3項の場合において、技術提供契約等の相手方及び支払人が共に同一である複数の債権について、同時に履行状況報告書を提出するときは、保険証券ごとの提出は要さず、一の報告書に詳細を記載した別紙を添付の上、提出することができる。

(回収金の納付)

第24条 被保険者は、約款第34条第7項、第8項又は第10項の規定に基づき、

認められた場合には、約款第34条第1項に規定する認定を行うものとする。この場合において、被保険者は、前項の規定にかかわらず別紙様式第18による貿易一般保険回収義務終了認定申請書の提出を要しない。

(回収義務の履行状況の報告)

第23条 被保険者は、約款第34条第2項の規定に基づき回収義務の履行状況について報告するときは、保険証券ごとに別紙様式第19による貿易一般保険回収義務履行状況報告書に履行の状況を証する書類を添付し、保険金の支払の請求がなされた日(第3項に規定する回収義務の履行状況報告を行った場合には、当該報告の日、回収納付通知を行った場合には、当該通知の日、回収義務の終了認定申請を行い日本貿易保険の認定を得られなかった場合には、当該不認定の通知の日)から3月ごとに本店に提出するものとする。

2 決済期限(約款第3条第1号のてん補危険の場合にあつては、事故発生日)から2年を経過した場合には、当該経過した日以後で最初に回収義務の履行状況報告書を提出すべき日(次項に規定する回収義務の履行状況報告を行った場合には、当該報告の日、回収納付通知を行った場合には、当該通知の日、回収義務の終了認定申請を行い日本貿易保険の認定を得られなかった場合には、当該不認定の通知の日)から1年ごとに提出するものとする。

3 前2項にかかわらず、被保険者が保険事故に係る債権の回収に関して共通運用規程に規定する履行状況報告を要する事由の発生を知ったときは、別紙様式第19による貿易一般保険回収義務履行状況報告書を遅滞なく本店に提出するものとする。

4 前3項の場合において、技術提供契約等の相手方及び支払人が共に同一である複数の債権について、同時に履行状況報告書を提出するときは、保険証券ごとの提出は要さず、一の報告書に詳細を記載した別紙を添付の上、提出することができる。

(回収金の納付)

第24条 被保険者は、約款第34条第7項、第8項又は第10項の規定に基づき、

回収した金額があること(貨物を転売した場合及び貨物を技術提供契約等の相手方に引き渡した場合を含む。)を通知するときは、別紙様式第21-1による貿易一般保険(船積前)回収金納付通知書又は別紙様式第21-2による貿易一般保険(船積後)回収金納付通知書に回収納付金計算の基礎となるべき証拠書類を添付し、本店に提出するものとする。

2 被保険者は、前項の回収金納付通知書に基づき日本貿易保険が発行した回収納付金請求書に従い回収金を日本貿易保険に納付するものとする。

(回収に要した費用の請求)

第25条 約款第34条第6項の規定に基づき回収義務の履行のために要した合理的費用の負担を日本貿易保険に請求する者は、別紙様式第22による貿易一般保険回収費用負担請求書に当該費用が回収を図る上で合理的な費用であったこと及びこれを負担したことを証する書類を添付し、本店に提出するものとする。

(権利行使等の委任)

第26条 被保険者は、約款第34条第4項又は第35条第3項の規定に基づき保険事故に係る債権について日本貿易保険に権利行使等の委任を行う場合(次項に規定する場合を除く。)は、別紙様式第23-1による貿易一般保険権利行使等委任状に当該債権の内容を証する書類の写しを添付し、本店に提出するものとする。

2 被保険者は、保険事故に係る債権について日本貿易保険が委任する回収業者による回収を希望する場合には、別紙様式第23-2による貿易一般保険権利行使等委任状(サービサー回収用)に当該債権の内容を証する書類を添付し、本店に提出するものとする。

(回収納付金の返還請求)

第27条 被保険者は、回収納付金の返還を請求しようとするときは、別紙様式第24による貿易一般保険回収納付金返還請求書に請求金額の基礎となるべき書類を添付し、本店に提出するものとする。

(手続の代行)

回収した金額があること(貨物を転売した場合及び貨物を技術提供契約等の相手方に引き渡した場合を含む。)を通知するときは、別紙様式第20-1による貿易一般保険(船積前)回収金納付通知書又は別紙様式第20-2による貿易一般保険(船積後)回収金納付通知書に回収納付金計算の基礎となるべき証拠書類を添付し、本店に提出するものとする。

2 被保険者は、前項の回収金納付通知書に基づき日本貿易保険が発行した回収納付金請求書に従い回収金を日本貿易保険に納付するものとする。

(回収に要した費用の請求)

第25条 約款第34条第6項の規定に基づき回収義務の履行のために要した合理的費用の負担を日本貿易保険に請求する者は、別紙様式第21による貿易一般保険回収費用負担請求書に当該費用が回収を図る上で合理的な費用であったこと及びこれを負担したことを証する書類を添付し、本店に提出するものとする。

(権利行使等の委任)

第26条 被保険者は、約款第34条第4項又は第35条第3項の規定に基づき保険事故に係る債権について日本貿易保険に権利行使等の委任を行う場合(次項に規定する場合を除く。)は、別紙様式第22-1による貿易一般保険権利行使等委任状に当該債権の内容を証する書類の写しを添付し、本店に提出するものとする。

2 被保険者は、保険事故に係る債権について日本貿易保険が委任する回収業者による回収を希望する場合には、別紙様式第22-2による貿易一般保険権利行使等委任状(サービサー回収用)に当該債権の内容を証する書類を添付し、本店に提出するものとする。

(回収納付金の返還請求)

第27条 被保険者は、回収納付金の返還を請求しようとするときは、別紙様式第23による貿易一般保険回収納付金返還請求書に請求金額の基礎となるべき書類を添付し、本店に提出するものとする。

(手続の代行)

第28条 被保険者は、第2条から第6条まで及び第9条から前条までの規定に係る事務を代行させる場合は、別紙様式第25による貿易一般保険包括保険(技術提供契約等)事務手続代行承認申請書を事前に本店に提出して承認を受けなければならない。

附 則

この改正は、平成17年10月1日から実施する。

別表1

提出先は、保険契約者が保険契約の申込を行った本店とする。

様式番号	提出書類	提出部数
1	貿易一般保険申込書(技術提供契約等)	1(1)
2	貿易一般保険(変更・訂正)承認申請書(技術提供契約等)	1(1)
3	貿易一般保険の船積等及び決済金額・決済期限確定の通知書	1
4-1	貿易一般保険保険目的等譲渡承認申請書	1(1)
4-2	貿易一般保険保険目的等譲渡終了通知書	1(1)
5-1	貿易一般保険質権等設定承諾申請書	1(1)
5-2	貿易一般保険質権等設定解除等通知書	1(1)
6	貿易一般保険事情発生通知書	1
7-1	貿易一般保険(船積前)損失発生通知書	1(1)
7-2	貿易一般保険(船積後)危険・損失発生通知書	1(1)
8	貿易一般保険(船積後)債権登録通知書	1
9	貿易一般保険損失防止軽減費用負担請求書	1(1)
10-1	貿易一般保険(船積前)入金通知書	1(1)
10-2	貿易一般保険(船積後)入金通知書	1(1)
11	貿易一般保険保険金受取人指定等通知書	1(1)

第28条 被保険者は、第2条から第6条まで及び第9条から前条までの規定に係る事務を代行させる場合は、別紙様式第24による貿易一般保険包括保険(技術提供契約等)事務手続代行承認申請書を事前に本店に提出して承認を受けなければならない。

別表1

提出先は、保険契約者が保険契約の申込を行った本店とする。

様式番号	提出書類	提出部数
1	貿易一般保険申込書(技術提供契約等)	1(1)
2	貿易一般保険(変更・訂正)承認申請書(技術提供契約等)	1(1)
3	貿易一般保険の船積等及び決済金額・決済期限確定の通知書	1
4-1	貿易一般保険保険目的等譲渡承認申請書	1(1)
4-2	貿易一般保険保険目的等譲渡終了通知書	1(1)
5-1	貿易一般保険質権等設定承諾申請書	1(1)
5-2	貿易一般保険質権等設定解除等通知書	1(1)
6	貿易一般保険事情発生通知書	1
7-1	貿易一般保険(船積前)損失発生通知書	1(1)
7-2	貿易一般保険(船積後)危険・損失発生通知書	1(1)
8	貿易一般保険(船積後)債権登録通知書	1
9	貿易一般保険損失防止軽減費用負担請求書	1(1)
10-1	貿易一般保険(船積前)入金通知書	1(1)
10-2	貿易一般保険(船積後)入金通知書	1(1)
11	貿易一般保険保険金受取人指定等通知書	1(1)

1 2	貿易一般保険における保険金請求期間の猶予期間設定申請書	1 (1)	1 2	貿易一般保険における保険金請求期間の猶予期間設定申請書	1 (1)
1 3 - 1	貿易一般保険（船積前）保険金請求書	1 (1)	1 3 - 1	貿易一般保険（船積前）保険金請求書	1 (1)
1 3 - 2	貿易一般保険（船積後）保険金請求書	1 (1)	1 3 - 2	貿易一般保険（船積後）保険金請求書	1 (1)
<u>1 4</u>	<u>貿易一般保険保険金請求経緯書（保険金請求額が300万円以下の案件）</u>	1 (1)	<u>1 4</u>	<u>貿易一般保険時効中断承認申請書</u>	1
<u>1 5</u>	<u>貿易一般保険時効中断承認申請書</u>	1	<u>1 5</u>	<u>貿易一般保険損失発生確認申請書</u>	1 (1)
<u>1 6</u>	<u>貿易一般保険損失発生確認申請書</u>	1 (1)	<u>1 6</u>	<u>貿易一般保険保険金概算払請求書</u>	1 (1)
<u>1 7</u>	<u>貿易一般保険保険金概算払請求書</u>	1 (1)	<u>1 7</u>	<u>貿易一般保険保険金精算書</u>	1 (1)
<u>1 8</u>	<u>貿易一般保険保険金精算書</u>	1 (1)	<u>1 8</u>	<u>貿易一般保険回収義務終了認定申請書</u>	1 (1)
<u>1 9</u>	<u>貿易一般保険回収義務終了認定申請書</u>	1 (1)	<u>1 9</u>	<u>貿易一般保険回収義務履行状況報告書</u>	1 (1)
<u>2 0</u>	<u>貿易一般保険回収義務履行状況報告書</u>	1 (1)	<u>2 0 - 1</u>	<u>貿易一般保険（船積前）回収金納付通知書</u>	1 (1)
<u>2 1 - 1</u>	<u>貿易一般保険（船積前）回収金納付通知書</u>	1 (1)	<u>2 0 - 2</u>	<u>貿易一般保険（船積後）回収金納付通知書</u>	1 (1)
<u>2 1 - 2</u>	<u>貿易一般保険（船積後）回収金納付通知書</u>	1 (1)	<u>2 1</u>	<u>貿易一般保険回収費用負担請求書</u>	1 (1)
<u>2 2</u>	<u>貿易一般保険回収費用負担請求書</u>	1 (1)	<u>2 2 - 1</u>	<u>貿易一般保険権利行使等委任状</u>	1 (1)
<u>2 3 - 1</u>	<u>貿易一般保険権利行使等委任状</u>	1 (1)	<u>2 2 - 2</u>	<u>貿易一般保険権利行使等委任状（サービス回用）</u>	1 (1)
<u>2 3 - 2</u>	<u>貿易一般保険権利行使等委任状（サービス回用）</u>	1 (1)	<u>2 3</u>	<u>貿易一般保険回収納付金返還請求書</u>	1 (1)
<u>2 4</u>	<u>貿易一般保険回収納付金返還請求書</u>	1 (1)	<u>2 4</u>	<u>貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）事務手続代行承認申請書</u>	1
<u>2 5</u>	<u>貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）事務手続代行承認申請書</u>	1			
その他、日本貿易保険が提出を指示した資料及び部数による			その他、日本貿易保険が提出を指示した資料及び部数による		
注：提出部数欄の（ ）内は、添付資料の数 提出書類及び添付資料の用紙は、原則として、A4規格のものとする。			注：提出部数欄の（ ）内は、添付資料の数 提出書類及び添付資料の用紙は、原則として、A4規格のものとする。		
別表2～3 略			別表2～3 略		